

工賃向上計画（工賃引上げ計画シート）の策定・提出について

○「工賃引上げ計画シート」とは

大阪府では、就労継続支援B型事業所等（以下、「事業所」という。）で働障がい者の工賃水準の向上をめざし、平成19年度以降、「大阪府工賃倍増5か年計画」及び「大阪府工賃向上計画」を策定し、同計画に基づき事業を実施しております。そして、事業所における「工賃向上計画」を「工賃引上げ計画シート」による策定としています。

また、厚生労働省の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』では、「各事業所における取組」として、工賃向上については、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の関係者で経営理念・運営方針を共有していく必要があるとされており、その実現に向け、目標工賃や工賃向上に向けた具体的方策などを盛り込んだ「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することが求められています。

○「工賃引上げ計画シート」に記載する内容

「大阪府工賃向上計画」を参照（2.に記載の大阪府 HP に記載）いただき、「目標工賃額（大阪府工賃向上計画では前年比8%増としています。）」、「作業内容」、「課題等に対して具体的にどのような取組を行うか」等について記載します。また、「4.工賃向上計画」の「必要となる支援」には、計画を実行するために必要と考えていることを記載します。内容によって、委託事業者の訪問相談やコンサルタントの派遣など実行支援に繋がる場合があります。詳しくは、下記の相談窓口までお問い合わせください。

なお、報酬算定にあたっては、サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ）を届け出た事業所は、各指定権者の指定する期日・方法により、下記とは別に工賃引上げ計画シートの提出が改めて必要ですので必ずご確認ください。

記

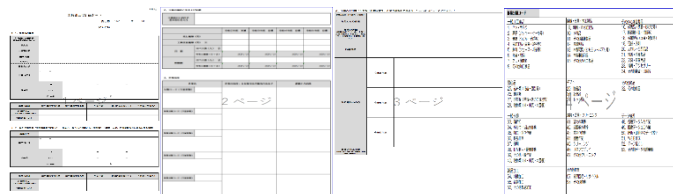
1. 対象事業所

- (1) 就労継続支援B型事業所（※提出は必須です。）
- (2) 就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち
「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所

2. 提出資料 大阪府ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/>

または、障がい者の工賃向上支援 で 検索

「工賃引上げ計画シート」（様式：Excel）は、上記、大阪府 HP よりダウンロードして作成してください。



3. 提出方法

大阪府へ、電子メール（jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp）にて速やかにご提出ください。

なお、必ず、メールの件名とファイル名（Excel）に、【事業所名】を入れてください。

<p><記入方法等相談窓口（大阪府事業受託事業者）> 一般社団法人 エル・チャレンジ福祉事業振興機構 担当：栗津 <small>あわづ</small> 電話：06-6949-3551</p>	<p><提出にあたってのお問い合わせ先> 大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ 工賃事業担当 電話：06-6944-2095（直通） メールアドレス：jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp</p>
--	--